

環境配慮型公共工事検討委員会設置要領

第1 県が行う公共事業について、その計画・設計および事業実施に当たり環境への十分な配慮を行うため、環境配慮型公共工事検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

第2 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共工事の計画・設計・施工に関し、環境配慮の見地から意見を述べること。
- (2) その他公共工事における環境配慮に関すること。

第2 検討委員会は、委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長および委員は別表1に掲げる者をもってあてる。
- 3 委員長は、検討委員会を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する副委員長がその職務を代理する。

第3 検討委員会は、委員長が関係する委員を召集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、構成委員以外の者を検討委員会に出席させることができる。

第4 検討委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事および幹事をもって組織する。
- 3 代表幹事および幹事は別表2に掲げる者をもってあてる。
- 4 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 検討委員会の所掌事務について協議すること。
 - (2) 工事関係者に対する環境教育研修の実施に関すること。
 - (3) 周辺環境との調和に配慮したイメージアップ工事の実施に関すること。
- 5 幹事会は、代表幹事が関係する幹事を召集し、これを主宰する。

第6 検討委員会の庶務は、土木部土木管理課において行う。

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成19年6月15日から施行する。
- 2 「環境配慮型公共工事検討委員会開催手順」は廃止する。

○別表1 委員会名簿

委 員		
委員長	土木部 副部長	
副委員長	農林水産部	農村振興課長
副委員長	土木部	土木管理課長
委員	安全環境部	環境政策課長
委員	安全環境部	循環社会推進課長
委員	安全環境部	自然環境課長
委員	産業労働部	公営企業課長
委員	交流文化部	文化課長
委員	農林水産部	水産課長
委員	農林水産部	県産材活用課長
委員	農林水産部	森づくり課長
委員	土木部	道路建設課長
委員	土木部	高規格道路課長
委員	土木部	道路保全課長
委員	土木部	河川課長
委員	土木部	港湾空港課長
委員	土木部	砂防防災課長
委員	土木部	都市計画課長
委員	土木部	公共建築課長
委員	教育庁	教育政策課長
委員	教育庁	生涯学習・文化財課長

○別表2 幹事会名簿

幹 事		
代表幹事	土木部	土木管理課 参事(技術管理)
幹事	安全環境部	環境政策課 低炭素・エネルギー多角化G主任
幹事	安全環境部	環境政策課 環境管理審査G主任
幹事	安全環境部	循環社会推進課 廃棄物対策G主任
幹事	安全環境部	自然環境課 自然環境保全G主任
幹事	産業労働部	公営企業課 土木施設整備G主任
幹事	産業労働部	工業技術センター 建設技術研究部 主任研究員
幹事	交流文化部	文化課 歴史遺産G主任
幹事	交流文化部	ブランド課 恐竜戦略室
幹事	農林水産部	水産課 漁港漁村G主任
幹事	農林水産部	県産材活用課 ふくいの木利用室主任
幹事	農林水産部	森づくり課 森林保全G主任
幹事	農林水産部	農村振興課 計画調査G主任
幹事	農林水産部	農村振興課 農地整備G主任
幹事	農林水産部	農業試験場 次世代技術研究部 部長
幹事	土木部	土木管理課 技術管理G主任
幹事	土木部	道路建設課 建設・改良G主任
幹事	土木部	道路建設課 街路・市町道G主任
幹事	土木部	高規格道路課 広域道路G主任
幹事	土木部	道路保全課 雪・安全対策G主任
幹事	土木部	河川課 河川管理G主任
幹事	土木部	河川課 河川整備G主任
幹事	土木部	河川課 ダム建設・足羽川ダム対策G主任
幹事	土木部	砂防防災課 砂防整備G主任
幹事	土木部	港湾空港課 整備・振興G主任
幹事	土木部	都市計画課 都市環境・公園G主任
幹事	土木部	都市計画課 新幹線駅周辺整備G主任
幹事	土木部	公共建築課 計画・技術支援班主任
幹事	土木部	公共建築課 工事1班主任
幹事	土木部	公共建築課 工事2班主任
幹事	教育庁	学校振興課 学校施設整備G主任
幹事	教育庁	生涯学習・文化財課 (埋蔵文化財調査センター 主任)